

平成 25 年 11 月 16 日
旅行業公正取引協議会
事 務 局 長

会員各位

消費税の転嫁を阻害する表示の是正について

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率の引き上げに際して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税転嫁対策特別措置法が平成 25 年 10 月 1 日から施行されました。

同法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が講じられています。

このうち、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置においては、あたかも一般消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を一般消費者に与えないようにするとともに、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁じています。

消費者庁長官は、消費税の転嫁を阻害する表示行為に対して、調査や指導を行い、当該行為があると認める場合には、事業者に対して勧告を行い、その旨を公表することとしています。

会員各位におかれましては、上記の趣旨について十分に理解され、消費税の転嫁を阻害する表示行為を行うことのないよう、社内周知を図られるようお願いいたします。

なお、以下に消費者庁による資料を貼付いたしますので、ご活用ください。

- 1 [消費税転嫁対策特別措置法の概要](#)
- 2 [消費税の円滑かつ適正な転嫁のために](#)

以上